

学校いじめ防止基本方針（概要版）

北海道奈井江商業高等学校

いじめ防止等のための対策の基本的な方向

基本理念

- いじめは、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにします。
- いじめを受けた生徒にも何らかの原因や責任があるという考え方はあってはなりません。
- けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせます。

いじめの定義

生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）で、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめに対する考え方

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るものです。
- 加害者と被害者という二者関係だけではなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」や、周りで暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意が必要です。
- 学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等により、潜在化したり、深刻化したりすることがあります。



【 いじめの態様 】

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる○ 仲間はずれ、集団により無視をされる○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする○ 金品をたかられる | <ul style="list-style-type: none">○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする○ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする○ メールやSNS等で誹謗中傷や嫌なことを書き込まれる |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【 いじめが解消している状態 】

次の2つの条件が満たされている必要があります。

- いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

学校及び教職員の責務

法令及び条例に基づき、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われる場合、適切かつ迅速に対応します。

【 学 校 】

- 意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や円滑にコミュニケーションを図る力を育てます。
- いじめが生まれる背景等を分析し、生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」に取り組めます。
- 規律正しい態度で主体的に参加する授業づくり、好ましい人間関係により豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。

【 教 職 員 】

- 生徒のささいな変化・兆候に注意し、いじめを看過したり軽視したりしないことなく、いじめの認知に努めます。
- いじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、速やかに報告し、組織的な対応につなげます。
- 被害生徒を徹底的に守り通します。
- 不適切な言動等により、いじめを助長することのないよう十分留意します。

いじめ防止等のための対策の内容

学校いじめ防止基本方針の策定

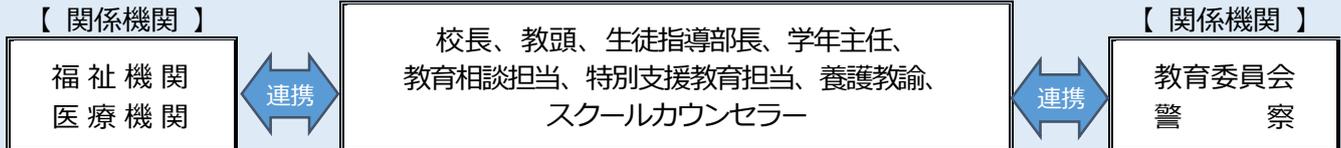
- 学校は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」「北海道いじめ防止基本方針」等を参考に「学校いじめ防止基本方針」を策定し、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を適切に推進します。
- 学校いじめ防止基本方針に、いじめ防止等のための内容を明確にします。



いじめ防止等の対策のための組織

「いじめ問題対策チーム」として、いじめの未然防止・早期発見といじめの解消に向けて組織的に取り組みます。

【 校内体制 】



【 いじめの未然防止・早期発見 】

- いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- いじめに係る情報の収集・記録・共有
- いじめであるか否かの判断
- 特別な支援を必要とする生徒への支援方針の立案
- 校内研修会の企画・立案
- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し

【 いじめの解消 】

- いじめ事案の調査・事実関係の把握
- いじめの被害生徒に対する具体的な支援
- いじめの加害生徒に対する具体的な指導
- 外部関係機関との連携
- いじめが解消に至ったかの判断

学校におけるいじめ防止等の措置

いじめの 予防	○規範意識や帰属意識を高め合う集団の形成 ○自己肯定感の育成 ○教育相談の充実 ○他人への共感や自分が大切な存在であることの実感 ○学校いじめ防止基本方針の周知
いじめの 早期発見	○定期的調査の実施 ○生徒のささいな変化や兆候の把握 ○相談体制の整備（教育相談室やスクールカウンセラーの利用、電話相談窓口の周知） ○情報の共有（報告の徹底、生徒の実態把握、会議等での情報共有）
いじめへの 対応	【いじめられている生徒への対応】 ○安全・安心の確保、心のケア 【いじている生徒への対応】 ○いじめの背景や要因の理解 ○いじめられている生徒の苦痛に気づかせる 【関係集団への対応】 ○望ましい人間関係づくり ○一人ひとりの価値が認められるような集団づくり 【保護者への対応】 ○保護者への寄り添い ○苦痛に対する心からの理解 ○管理職の対応 ○教育委員会や外部関係機関と連携
ネットいじ めへの対応	【保護者への啓発】 ○家庭での携帯電話の利用に関するルールづくり ○フィルタリングの徹底 【情報モラル教育の充実】 ○ネットワークを利用する責任 ○違法行為による個人や社会への影響 ○トラブルに遭遇したときの解決方法 ○情報セキュリティの重要性和具体的な対策 【早期発見・書き込み等への措置】 ○ネットパトロール ○掲示板等の管理者やプロバイダへの削除依頼 ○背景や事情に関する綿密な調査 ○被害生徒に寄り添った支援ときめ細かなケア



いじめ重大事態への対処

- 「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」や「生徒が相当の期間にわたって学校を欠席することを余儀なくされている場合」は重大事態として、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」などに沿って適切かつ速やかに対応します。
- 重大事態と判断した場合、北海道教育委員会へ報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、調査・解決に当たります。